

【史料紹介】

中井源左衛門光基「日野要用記」

—先代当主逝去の場面を中心に—

青柳 周一
西川 雄也

本稿では、近江国蒲生郡日野（滋賀県蒲生郡日野町）に本宅を構え、全国規模で経営を展開した中井源左衛門家の四代当主光基（光茂・正治兵衛、石翁と号す。一八〇二〜一八七二）による日記のうち、「日野要用記」（中井源左衛門家文書 八五八〇（当館蔵）。本稿で言及する史料は全て同家文書）の冒頭部分を中心に翻刻し紹介する。「日野要用記」の表紙には「天保四癸巳年」とあるが、実際の起筆は天保四年（一八三三）ではなく翌五年からと思われる。

天保五年に中井家の当主となった光基は、文久元年（一八六一）に隠居し、明治四年（一八七二）に逝去する。その四〇年近くの間、彼はほぼ毎日日記を書き続けたのであり、総冊数は四九冊に及ぶ。さらに中井家の日野本宅や、仙台店ほか各地の出店（支店）などについて、他の日記や文書から関連する記述を抽出し、まとめ直した編輯日記も数多く作成した。光基による日記の概要については、拙稿を参照されたい。

光基の日記は天保期から明治初年度までの中井家の経営や、光基本人とその家族・奉公人らの活動、さらに当時の社会情勢などをめぐる貴重な情報を豊富に含んでいる。しかし研究史上にあつては阿刀田令造によ

る「天保七申酉飢饉日記」の翻刻^③と、天保六年の日記である「四番諸事日下惠」の宮城沖地震の記事に注目した拙稿および前掲拙稿などがある以外は、部分的に言及・引用されるに留まっております研究が進んでいない。そこで青柳は令和三年度陵水学術後援会学術調査・研究助成を申請し、京都大学人間・環境学研究所に在籍する西川雄也氏の協力を得て、「日野要用記」ほか光基による日記類の翻刻作業を行った。本稿は、西川氏による翻刻の一部を青柳が点検・監修して作成したものである。

「日野要用記」は日野本宅に関する編輯日記であり、その冒頭には光基の先代である三代当主光熙（一七八六〜一八三三）の逝去に関する長い文章が置かれている。中井家に養子として迎えられた光基は、養父・光熙の病と死を見守り続け、その一部始終を彼独特の緻密な筆致で記録したのである。本稿では、まずこの文章を中心に翻刻して紹介することとした。

光熙が逝去するまでの経緯について、光基は文政九年（一八二六）に光熙が日野から京都への出張後に体調を崩したことから書き起こしている。この年、光熙は一時的に経営から離れて保養に努め、八月から一〇月には近江西国三三所巡礼を中心とする近江国内旅行も行った^④。

光熙は一旦快復するが、文政一二年五月以降の仙台店滞在中に再び体調を悪化させる。彼はこの年一月から三八日間、現在の宮城県仙台市以北から岩手県南部に点在する得意先商人八七軒を訪ねる挨拶廻りを実施しており、あるいはそうした無理がたたったのか、翌年三月の日野帰着後は業務を他者に代行させ、「御引籠勝」な状態が続くようになった。

それから天保四年末の逝去に至る間、光熙の治療には日野の「清明寺」のほか、多くの医師や地元の按摩といった人々が多数関わった。そ

して病状に関するそれぞれの見解の相違などもあって治療は次第に混乱を来すのであるが、光基はその様子を具体的に記録しており、当時の日野地域における医療の実態を伝える史料としても興味深い内容となっている。この時中井家が依頼した医師の中には、愛知郡元持村の池田玄洞⑦のような高名な者もいた。

「日野要用記」では光熙の臨終記の後に、天保五年正月から光基と水口藩（史料中の「水藩」は水口藩のこと）との間で行われた家督相続に關する交渉や、藩主（加藤明邦）への御目通りについての文章が続く。本稿ではそれとあわせて、同年三月に光基が当主として初めて日野から仙台店へ出立したと、一月に日野へ戻ってきたことについて記されている箇所も翻刻した。

ただし「日野要用記」での仙台店への出立の日付は誤っており、正確には三月八日ではなく四月八日である。これは「日野要用記」の編輯過程で生じたミスと考えられる⑧（なお仙台からの帰路、一〇月一九日に江戸を出立して一月一日に日野帰着という日付は正しい）。

また「日野要用記」では、日野本家には直接関わらないという理由から、日野―仙台間での往復や、仙台店滞在中に光基が経験した出来事をほぼ省略している。一方、光基が毎日記した日記には、こうした事柄に關する詳しい文章が含まれる（天保五年の日野―仙台間往復と仙台滞在については「初下り諸事手扣」および「二番諸事日下惠」）。光基は記録する内容によって日記を使い分けていたのであり、さらに日記以外にも翻刻文中に見える「喪中記」や「大礼一式之帳」「年中行事集」などといった別帳を作成することもあったようである。

注

- (1) 「編輯日記」については、福田千鶴・藤實久美子編著『近世日記の世界』（ミネルヴァ書房、二〇二二年）参照。
- (2) 拙稿「中井源左衛門光基の日記―「諸事日下惠」と「要用記」」（『近世日記の世界』所収）。
- (3) 阿刀田令造編『郷土の飢饉もの』（仙台郷土研究会出版部、一九四三年）。
- (4) 拙稿「日野商人・中井源左衛門光基の旅日記について―東北地方での商業活動と地震の記録」、『彦根論叢』三九五号、二〇一三年。
- (5) 拙稿「中井源左衛門光熙「近江順拜日簿」(一)」、『滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要』四二号、二〇〇九年、「同(二)」「同」四四号、二〇一一年）参照。
- (6) 江頭恒治校注「中井源左衛門光熙旅日記」（『日本都市生活史料集成八 宿場町編』（学習研究社、一九七七年）。
- (7) 『秦荘の歴史 第二卷 近世』（二〇〇六年）第四章第四節参照。
- (8) 前掲注(2) 拙稿参照。

凡例

- 一、史料中の漢字は、原則として常用漢字に改めた。
- 一、者（は）・江（え）・而（て）・与（と）・茂（も）といった助詞はかなに改めず、元の字体のままとした。
- 一、史料中の文章は原則として送り込み、読解の参考として読点・並列点を施した。

(表紙)

「天保四癸巳年

日野要用記

光茂」

天保五甲午年正月方誌

光熙君御発病九ヶ年以前、文政九丙戌年四月九日御出立二而、水藩岩崎勳兵衛様・山村九郎治殿御同伴、御登京有之、御帰宅後留飲御発病、有時ハ御腹中を痛メ、医師方へ茂御掛り色々御相談、種々御養生被成置候得共、無其功驗、只牡蠣等二而、始終其時々之御凌斗被成置候内、追而御全快、依之文政十二丑年五月御下店、於彼地御再発、御養生之処、御快氣二付、翌寅年三月御帰宅、扱右御再発後、本御全快二無之故哉、兎角御不塩梅、都而勤事代勤被仰付、多分御引籠勝、折々御痛故、其時々牡蠣等御服薬、御凌被成御座候、尤医師ハ清明寺江御相談、御養生之事、然ル処、去ル辰十一月十四・五日之頃、兎角肩先へ致拘攣候由二而、御迷惑之処、与風便所へ御出被遊候処、立くらみ、両三度も御倒、其上氣御取失、夢中御絶食、両三日茂悶絶被成御座、勿論清明寺二茂早速馳付、種々心配有之候得共、不及力、依而其節江戸方被参居候何々玄龍殿、林篤忠殿、牧野玄策殿、同貞吉殿、樋口文琳殿等数多相頼、診察申受候得共、いづれも医察致齟齬、医論等相初、却而病家迷惑之任合、且又神社仏閣願望祈誓、銘々心実ヲ以相掛具、其外祈祷等無残所相尽、尚家内ハ不及申、別家近親大顛倒、其混雜成事ハ中々言語二難述、右之次第故、京家へも廿日立二而為知候処、於彼地も廿一日、小橋屋利助殿方へ先方慶事二付、被呼参り被居、然れ共余事与違急病之事故、廿一日夜中時出立二

而、大人様御下向被下候事、扱いづれ之御影ゆへ哉、三日目二御氣付候得共、何分御六ツケ敷、中々一朝一夕之事二無之、医師之処色々穿鑿、然れ共当地近辺一切無之、(元惣)元淵池田玄洞殿ニハ上手之由二付相迎、御診祭御見立、疝疝御調劑申受候、尚又京都へも医師之義頼遣候二付、京家出入並河左衛門尉殿御下向御診察、並河氏之方御病人思召二も不相叶処御座候得共、遙々御下向、殊二京家へ之御遠慮も有之、旁両医配劑兼用被遊御座候、扱其後薄紙をへくがごとく御快方二随ひ、御喰事勸ミ、御す、ミ過遊候而ハ、腹滿或ハ痛甚洪^レ難、如其二而、御年被為取、春二相成候而も余寒厳敷故哉、御尺敷^少も無之、京家方依御進メ、二月下旬方京家御別荘新門前へ御出養生、高階安芸守殿へ御掛り、御見立肺狂之業、甚六ヶ敷、此病ニハ喰禁第一二候間、急度養生可被致旨、堅被申聞候事、扱又下拙義、京家より新門前方へ御引取被成下、夫与申も右様御太病之事、先以早ク引取安心いたし申度思召二而、御大人御相談之上、四月三日就吉辰御引取参上、祝事万端為取替相濟、四月廿七日彼地御出立、私御召連御帰館被遊候事、高階氏御業も功驗無之、思召二不相叶御止メ被遊候事、水口升伝吹拳を以、所々神々へ御鬪御指図相願候内、山村天神御指図ニハ、清明寺与有之、依夏頃方御転薬、清明寺二も色々被致心配候得共、日々不同痛張経数日候内、一ツとして如思不参、自御本人二も御退屈、時々折々之痛張、中々御苦勞成事ハ難^レ尽筆紙、自然御不養生二相成、依清明寺被申候ニハ、御自宅二而ハ御養生も自然ゆるかせ二相成候間、私宅へ御出、食禁第一与被成、勿論定法相立、一日二米一合を粥二致し、三度二相用、昼一度ハ汁式碗相添、其餘ハ香之物二切与相定、其間ニハ本堂内ヲ為業廻、一日二廿遍ツ、御歩行被成、右之行二而経数日候ハ、骨皮二も御成り可被成、左候ハ、病様絶、御本快可被

成、無左外二手段一円尽果候与被申聞候、利詰至極、面白由二御本人二も御聞分ケ、九月八日方御出、其後往返色々御氣随二被遊御座、併し多分清明寺方へ御出被遊御座候、何分御全快之色も見得不申失張、是迄も御同様之処、十二月朔日方例之通清明寺へ御出候処、是迄之御痛与者違、只無絶間御痛、少々御様子相變り、先ッ奔豚氣、衝心之御様子二而、折々胸下へ差込、何分不紊心之御様子故御引取、御養生被遊候様、一統御進メ申上候二付、五日朝御帰り、無間衝心之様手強差込、腹ハ網之目のことく拘攣、其中二棒之先二而如衝差込、既二危御様子故、差当近辺二付文琳殿相頼、種々薬法相用被呉、其上不絶撫さずり被呉候故、漸々相治り、其内清明寺二も被参、代る々に詰切、清明寺二も六日・七日過半詰切、色々種々工夫、実二抽丹青掌を碎、手を被尽候得共、良もすれハ衝心之氣差有之、少し間も目離し候事不相成、病症八日朝二相成、御様子又一段相變候様被存候故、御母上也宗兵衛殿方も医師御転し、池田玄洞殿二而も御迎可被遊様、御進メ被遊候得共、御当人二ハ山村天神御指図之事故、清明寺事更々見と返る心なし与堅被仰、無是非其俣二相成候、尤是迄差込候節ハ、如何二も難堪御容子、今にも悶絶可被遊候歟与被存候得共、引候得ハ、御平病二相成、清明寺之意内も其含始終有之、勿論脉上二おいてハ、聊相變候義無之由、清明寺被申候二者、只今ハ斯御苦之甚敷候得共、一兩日中二ハ右衝心患難も御遁可被成、一兩日之御辛抱抱与被申居候故、素人目利二茂如何ハ敷存候得共、第一之医師右様被申候故、夫二違も有之間敷哉与、又疑惑自然等閑二相成有之候処、八日夜初夜前二相成、右衝心之差込手強参り、御腹ハ如金鉄拘攣、清明寺・文琳殿二も色々工夫、撫さずり、妙薬寄薬、銘々腹二有丈被尽手候得共、此度之差込ハ引不申、彼是顛倒罷在候内、最早四ツ夜中二も相成候得共、同様

之事、誠二両医握汗勘考、其内あまよ八之針が可宜杯申者有之、是も呼寄、さずり又針数十本打候得共、少し驗無之、御当人二者次第々々二御疲之御様子、夜中過二相成、清明寺被申出候二ハ、扱只今二治り不申義、是迄之差込与違、此度異変之差込、誠二不意不思寄、先刻方及丈之事ハ手を尽候得共、無其甲斐、既二脉上も相變り、甚いぶかしく、此上ハ致方無之、勘弁工風も尽き候間、今吾人医師相迎貴度、俱々相談仕度被申聞、池田氏二ハ遠路不及其義、差当り近辺之医師相撰候処、佐治玄泰殿可然旨二付相頼、調進申受相用候得共、葉験なく御病人二も実二御苦敷御様子ハ無申迄事、依而被仰候二ハ、扱末期之苦与者此事二可有之、扱々難堪もの也とて、升伝御呼寄、我等二成替り致落髮、少しも楽二相成候様致立願呉候様御頼二付、早速落髮致立願候処、不思議成ルかな、升伝惣身忽ふるい出、同人内心二も此度ハ与存候故か、内々我等迄申聞候ハ、ケ様二候之次第二候得ハ、御覚悟可被成由申呉、全御養生不被為叶前表哉与落涙致居候、扱七ツ時二相成、清明寺被申候二ハ、最早迎も御六ヶ敷、御太切二候間、御聞置被成度義ハ只今之内御聞取可被成置、為御知被成度方へハ早々為御知可被成、御当人へハ御覚悟之処、我等可申入迎、其由被申上候処、御得心二而、夫々御遺言御申渡

中惣へ天筥、下僕太助へ手当、此者病中長々辛節之介保申受候、甚厚志之者故、如此只遺候様、半助是又無二之もの故、旧里へ引取候節、可然取斗呉候様、水口升伝へ上下一具可遣事、人指ゆび御出被遊、おみしへ是丈分金致呉、お綾も同断之事、反故類見分ケ、宗兵衛立言内証書付之分火中之事、暫之処宗兵衛見分二致置可申事、別家中睦間敷可致事、重兵衛義新参なれ共、老人之事、随分いとひ可遣事、京御家へ先立不幸御免可被下、御伝言之事、懇志二被成候御方々へ一々御伝

言之事、我等義ハ不徳者ニ候得ハ、相果候後院号・居士号可為無用事、
葬式之義ハ流派(立方)成義ハ不相好、随分質素ニ致、布施物割合宜敷様、諷
經寺方断、於廟所參筭多分不相好事、貞月様積金分ケ立、四分長左衛
門、六分宗兵衛之事、清明寺へハ是迄ハ段々不思議之御縁ニ寄、厚御
厄介ニ相成千万忝、御厚礼被仰述、其外品々御遺言有之候得共略之
暝途黄泉之旅ニハたばこ有之間敷、我等別而たはこ好ニ候間、火を付
候様被仰候而、式ふく被召上

御辞世

何事もさつはりとした

師走かな

右等之事迄被仰置候ハ、誠ニ御実姓也、銘々末期之臨終心得有度もの、
後年迄も不致亡却ため印置者也、御遺言後暫時御様子不相變、御臨未前
一度ハ御血色取直候故、是而ハ拾(ち)ものにも無之哉与存居候処、矢張歎無
甲斐事ニ而、次第々々ニ御衰被遊候間、銘々落涙之処、御日被為明、命
有物之習、始メ有ハ終あり、いつれ忝度ハ可離もの、可患事ニあらずな
と、御利解被仰、恐入候御事也、段々与时移り、曙ニ相成候而、最早御
自由一切不被為叶、御弁舌も御も(も)と(と)り不被遊、終ニ九日朝五ツ時前御
臨終、御定命四十八才、御法名

高誉理運良哲居士

扱右様深ク清明寺へ御委に被成置候も、前世之姻縁与申か不審成ル事、
尤御当人ニハ是迄粗御覚悟之由、清明寺・伝兵衛等へハ内々御噂有之由、
然れ共兩人共只御いさめ申上候事故、御当人にも御迷ひ之場有之、夫程
迄之思召付有之候而茂、家内之者へハ御噂無之、氣を御兼被遊御慎之御
心腹、都而平日如此御陰徳之御厚志御憐深処、末々ニ到迄可奉仰者也、

都而葬式初喪中之義ハ喪中記ニ而可知

法名之義京從 大人様方被仰下候ニハ、中井家代々理之字通名ニ候処、
右理之字相除、良之字相用申候ハ、全良祐君之良之字を取事与被存候得
共、良祐君ニハ御存命中方御隱居名ニ御付被遊、御落命後直々右良祐を
相用候様、兼々御遺言ニ而、是ハ格別之義ニ而、右与同日之沙汰ニあらず、
然ルを養父之理之字を差置、祖父之良之字を付候事不相当、依而早々大
聖寺へ申入、付替候様被仰越、先年大東良月居士法名之義ニ付而も、於
知恩院大聖寺和尚与口論有之、多之人中ニ而大聖寺大ニ被言込、赤面之
様子も兼々承り及居、又此度も同様之訳、甚心痛、色々与京家へ断申入
候得共、承引無之、無抛大聖寺へ相頼、則

高誉行運理哲居士

右之通付呉られ、扱又院号之義、御当人ニハ御好無之由被仰候得共、是迄
代々付来候事、殊ニ良祐君方三代目之義、此以後ハ相除候共、此度之処ハ
付申度、殊ニ御身分ハ於水口表士格ニ御進之事故、旁以宗兵衛殿へ及相談
候得共、決着無之、依而京家申登候処、士分之義ニ候間、当りまへニ候条、
早々相付可申様被仰下、大聖寺へ頼入候、扱和尚も前冬法名一条ニ而手被
焼候故、望之字有之候ハ、付不申、先相望可申被申聞、京家へ其段申遣候
得共、大人にもまさか手本も得不被出、其俣ニ相成、我等ハ四月中下店之
処、祭祀前御下向、其節黒谷方丈へ相願、徳報院与御付、大聖寺和尚ニハ有
馬湯治留主中ニハ候得共、無相談、石碑江御切付被成下候事、右院号相付
候ニ付而ハ、寺ニ無功御方故、三十金相納貫申度由、昨冬ニ相成、内々移り
相聞候得共、右八年レ先同寺金蘭地ニ相成候節、五十金与申金子扶助被成
置、其節院号相免し候旨、書面差越被置、尤其節先君、我等義ハ院号望無之
由御申被成御座候、右和尚ニハ其節之義亡却被致候もの相見へ候事

天保五甲午年

(中略)

正月廿一日 山村御ば、様御風邪御引籠、時疫与相成、廿七・八日頃峠二而、甚いぶかしく、御病症依乍喪中加籠二而見舞候事、九郎治殿二も廿七日より御同症、依而当方忌明廿七日修行いたし、右異変二付当地ハ差置、廿九日御家中廻勤越境、餅配り之義ハ右之訳故前後致、忌明廻礼後配候、右配り方之処ハ、理哲居士喪中記二而可知、依之同日於御勘定所、家督被仰付、四ツ時罷出候処、

樋口七郎兵衛様 大野織江様 高田弥左衛門様

御下役

御切手方

神谷牧太様

下村直之允様

源左衛門跡式相統被 仰付、就而是迄之御知行被召上、此度改御徒目付格并御扶持十八人半口被下置、尚又御仕送方并日野表御講世話方被仰付、其外都而先代通り被仰付間、其旨承知可致

右之通被仰出候間、可被相心得

右之通被仰渡、御受申、且樋口様御案内二而、御年寄席・御用場席へ御礼二罷出候、直様其足二而御役掛り御礼廻勤

三月廿三日家督被仰付候、為御礼

御上へ大判壹枚献上、御重役方御買方ニ至迄品物持參、御礼廻勤仕候事、右品物ハいづれも御判金二而、委八年中行事集二而可見、同日四ツ時右大判献上之処、於表 御居間、御目通被仰付

初而

与御意被下置、加藤兵衛様御列席二而御演舌、此度為御礼大判壹枚被献、於 御上も御満足被思召与被仰候事、同日昼後山村別荘借り受、御奉行

様方外ニ取持旁植野瀬平様・下村直之丞様・沢田氏・山崎氏・池本氏相招、酒飯相出し候事、料理人魚九初水口松吉也、当方宗兵衛殿・我等罷越、尚委ハ大礼一式之帳二印ス

(中略)

三月朔日 門出祝、別家・出入・親類・懇志方相招、人数凡六十五・六人、委ハ別帳二有

同三日 就吉辰門出、山王へ参詣、松尾丁泊り

同四日 水藩へ御暇乞二罷出候、御奉行三方、御代官西村氏、御下役植

野・神谷、御切手方下村丈ヶ歩行候事

同八日 出立、宗兵衛殿・供三平、外二深井・供老人、都合五人、目出

度出立、善光寺廻り、廿四日振二而着店

一四月廿三日 京都おゆふ殿御安産、女子、名 静シヅ

京家江貸金之義ハ、道具買置候旨被仰候由

前子ノ正改

金三百両也

(中略)

江戸十月十九日出立、江之島・鎌倉廻り、宮宿錢屋迄治兵衛・治三郎・兵右衛門殿迎ひ、猪之鼻迄水伝金迎ひ、布袋半二而酒飯二而被呼、鎌掛山迄樋又・村長・井又・善市・鉄安・京丈助・庄八迎ひ、権兵衛酒飯、外ニ関宿方守清・脇長同道、土足二而山王社、清次右衛門・大東・中清・新家貞吉・中与へ参候、十一月朔日無事帰宅之事、三日ニ当所顔出し、四日水口行届方之事、土産八年中行事二有

(附記) 本稿は令和三年度陵水学術後援会学術調査・研究助成による成果の一部である。